

議案第 29 号

立川市教育委員会事務局の標準的な職を定める規程の制定について

上記の議案を提出する。

平成 29 年 12 月 14 日

提出者 立川市教育委員会  
教育長 小町 邦彦

理 由

立川市一般職の職員の給与に関する条例（昭和 26 年条例第 16 号）別表第 2 の 2 に規定する「基準となる職務」との紐づけを行うため。

## 立川市教育委員会事務局の標準的な職を定める規程（案）

### （目的）

第1条 この規程は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第15条の2第2項の規定に基づき、標準的な職を定めることを目的とする。

### （標準的な職）

第2条 地方公務員法第15条の2第2項に規定する標準的な職は、次の表の左欄に掲げる職制上の段階の区分に応じ、同表の右欄に掲げる標準的な職とする。

職制上の段階	標準的な職
立川市教育委員会処務規則（昭和43年立川市教育委員会規則第2号。以下「規則」という。）第3条に規定する部長であって、立川市教育委員会職員職名規程（昭和51年立川市教育委員会訓令甲第2号。以下「職名規程」という。）第3条に規定する参事に該当する職員が属するもの	部長
規則第3条に規定する課長、センター長及び統括指導主事並びに館長であって、職名規程第3条に規定する参事に該当する職員が属するもの	課長
規則第3条に規定する係長及び主査であって、職名規程第3条に規定する主事に該当する職員が属するもの	係長
立川市教育委員会処務規程（昭和43年立川市教育委員会訓令甲第5号）第5条において準用する立川市職員の主任の職の指定等に関する規程（平成16年立川市訓令甲第3号）第2条の規定により指定された主任であって、職名規程第3条に規定する主事に該当する職員が属するもの	主任
上記のいずれにも属さない職員であって、職名規程第3条に規定する主事に該当する職員が属するもの	主事

### 附 則

この規程は、平成29年12月14日から施行する。